

## 「財務スタディ100」の画面イメージ

## 財務スタディ100

1 入力 2 確認 3 完了

「収入」「支出」「契約」「予算」「財産管理」の各リンクからご回答ください。

### 「財務スタディ100」の実施について

これまで、財務事務に関する正しい知識の習得や財務事務に関するミスの防止に向けて、各種マニュアルの整備や研修の開催など、適正な財務事務を執行するための取組を実施してきました。

一方で、依然として定期監査等において指摘を受けるなど、多くの所属で不適切な事例が見受けられ、なお一層の事務の適正化への取組が求められています。

今回初めて、財務課・契約監理課・会計管理課の3課共同で「**財務スタディ100**」と称し、**100問の問題をクイズ形式で学ぶ機会を設けました。**

財務事務の担当である、ないにかかわらず、だれもが「**財務事務に関する正しい知識の習得**」や「**財務事務に関するミスの防止**」をめざして、気軽にチャレンジしていただき、今後の業務などに生かしていただければと考えています。

#### 収入の問題

回答を始める場合は、[コチラ](#)をクリックしてください。

#### 予算の問題

回答を始める場合は、[コチラ](#)をクリックしてください。

#### 契約の問題

回答を始める場合は、[コチラ](#)をクリックしてください。

#### 支出の問題

回答を始める場合は、[コチラ](#)をクリックしてください。

#### 財産管理の問題

回答を始める場合は、[コチラ](#)をクリックしてください。

「収入」、「予算」、「契約」、「支出」、「財産管理」の5部門の計100問

各部門の問題画面に遷移(次ページ参照)

入力フォーム

1 入力

2 確認

3 完了

下記のフォームからご回答ください。

## 収入の問題

あなたの所属における担当を選んでください。 **必須**

- 庶務担当者
- 審査担当者
- 決裁担当者（課長以上）（所属長）
- その他

問1 会計管理者口座への振込による収入は、振込日より前に納付書を会計管理課に提出するようにしている。 **必須**

- はい
- いいえ

2 択による回答



回答の正誤

会計管理者口座への振込による収入予定のある場合は、振込日より前に調定し、事前に会計管理課に納付書を提出してください。それがないと、口座に振込があっても会計管理課では何の収入が分からず収入処理ができません。（「会計管理課からのお願い 令和3年度第1回 会計管理者口座への入金について」参照）

問2 予算計上してないものは収入できない。 **必須**

- はい
- いいえ

設問ごとに確認できる根拠法令やマニュアルを記載

×

予算にないものでも収入できます。  
但し、財務会計システムへのコード登録が必要です。

問3 還付をしたときは、減少額について調定の変更の手続をする必要はない。 **必須**

- はい
- いいえ



還付を行った場合は、減額の調定をする必要があります。

【松阪市会計規則第18条】  
【会計管理課からのお願い③】